

## 中堅技能者の技能向上研修助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県からの委託に基づき実施する、中堅技能者（中小企業に所属する技能者で技能検定試験1級レベルへの技能向上を目指す者をいう。）の技能向上研修会の実施に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この助成金は、中小企業等に所属する中堅技能者の技能向上研修会を実施する事業（以下「事業」という。）を促進・支援することにより、本県のものづくり産業の現場を支える中核人材の育成に資することを目的とする。

### (交付の対象及び助成率等)

第3条 助成金の交付対象となる経費の区分及び助成率は、別表の1に定めるとおりとする。

2 助成金の額は、別表の2に掲げる限度額の範囲内で、山口県職業能力開発協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた金額（10円未満は、切り捨てる。）とする。

3 当該事業が他の助成金等の受給対象となっている場合は、この要綱を適用しない。

### (助成申込)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ中堅技能者の技能向上研修助成申込書（別記第1号様式）を会長に提出するものとする。

### (交付の申請)

第5条 申請者は、技能向上研修を実施する日から2週間前までに、助成金交付申請書（別記第2号様式）を会長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内で交付の決定を行い、申請者にその旨を通知する。

### (助成金の交付条件)

第7条 助成金の交付には、次の条件を付するものとする。

次の事項に該当する場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

- ア 事業内容等の変更により、助成金額が当初の申請額を超える場合
- イ 事業を中止又は廃止する場合

### (変更の承認申請)

第8条 申請者は、前条の承認を受けようとするときは、次に定める書類を会長に提出しなければならない。

前条アによる場合 計画変更承認申請書（別記第3号様式）

前条イによる場合 中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、実績報告書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて会長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告の期限は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、実績報告書及び助成金交付請求書(別記5号様式3)の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、申請者に通知する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 山口県ものづくり産業技能向上対策事業助成金交付要綱(平成29年4月1日施行)は、廃止する。

別表（第3条関係）

1 助成対象経費

項 目	対 象 経 費	助成率
(1) 研修講師に要する経費	<p>次に掲げる経費を対象とする。</p> <p>① 講師に対する謝礼（自社職員は補助対象外）</p> <p>② 講師の旅費</p> <p>③ 講師の傷害保険</p>	1/2
(2) 研修に使用する資材等に要する経費	<p>次に掲げる経費を対象とする。</p> <p>① 原材料費（実技研修に必要な消耗資材等）</p> <p>② 教材費（技能参考書籍、専門誌等）</p> <p>③ 会場使用料（自社以外の会場を使用する場合に限る）</p> <p>④ 設備等使用料（自社以外の設備を使用する場合に限る）</p>	1/2
(3) その他、特に必要と認める経費	<p>上記(1)(2)以外の経費であって、研修の実施に当たり特に必要と認める経費。</p>	1/2

2 助成金の限度額

予算の範囲内で助成を行うものとし、助成金の限度額は、研修会開催1事業当たり30万円とする。